

# 反社会的勢力の排除に係る規定

## 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

当行との各種預金取引その他の取引及び当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は後記2の(1)、2の(2)の①から⑤および2の(3)の①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記2の(1)、2の(2)の①から⑤または2の(3)の①から⑤の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行はこの取引の開始をお断りするものとします。

## 2. (取引の停止、口座の解約)

次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さま（この規定においては取引にかかる代理人を含みます。以下同じ）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(1)お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2)お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提出し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3)お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

⑤その他①から④に準ずる行為

## 3. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

4. 本規定は、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。

また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取り扱われるものとします。

以上